

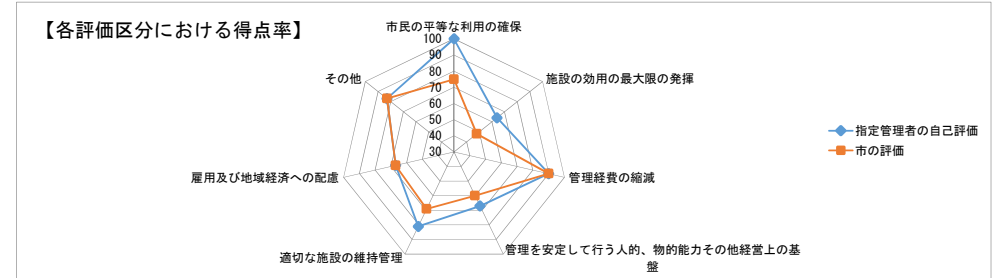
令和2(2020)年度 指定管理者制度導入施設 管理運営評価結果書

施設名称: 郡山市立希望ヶ丘学園
施設所在地: 郡山市希望ヶ丘27-1
指定期間: 平成31年4月1日～令和6年3月31日

評価項目: 市民の平等な利用の確保, 施設の効用の最大限の発揮, 管理経費の縮減, 管理を安定して行う人的・物的能力その他経営上の基盤, 適切な施設の維持管理, 雇用及び地域経済への配慮, その他
各項目に評価基準、自己評価コメント、市評価、市評価コメント、特記事項が記載されている。

実績: 令和元(2019)年度, 令和2(2020)年度, 令和3(2021)年度, 令和4(2022)年度, 令和5(2023)年度, 合計
指定管理料(千円): 4,227, 2,842
利用料金収入(千円): 54,635, 73,002
利用者数(人): 4,356, 5,873

サービス向上対策
・作業療法士による個別療育の実施と家庭への書面での実施報告・児童が選択しやすいよう、各部屋の塗り絵一覧をファイルに提示した。・新たに療育の午後の部を設けた。・静養室に大きなぬいぐるみやクッションを設置した。・遊戯室の床にカラーテープを貼り、サーキット運動(組み合わせたいくつかの遊具を周回して体を動かす)を行えるようにした。・中庭エアコン室外機のフェンスにカバーを設置し、水栓には誤操作防止対策を行った。・児童の出入り可能な扉にはゴムカバーを設置し、部屋のコーナー等にエアクッションを取り付けた。・園庭の複合遊具にエアクッションを設置し、また園庭玄関には指はさみスツパーを設置した。



【一次評価(指定管理者による自己評価)】

評価: B, 点数: 74
【総合評価(評価できる点等)】
令和2年度から新たに療育のコースを午前・午後・一日と設けたことにより、それぞれの児童の障がいの特性や程度に応じた療育を提供することができた。また、療育を必要とする多くの児童の新たな受け入れが可能となった。
【次年度に向けて改善が必要な点】
居宅訪問型児童発達支援事業については実績がなかったことから、福島県のHPに学園が実施事業所として掲載を依頼するほか、主に障がい児を専門分野とする相談支援事業所と連携を図ること等により制度を承知していない利用者に関知を図っていく。

【二次評価(市による評価)】

評価: C, 点数: 64
【総合評価(評価できる点等)】
療育のコースを午前・午後・一日と設けたことにより、それぞれの子どもの障がいの特性や、希望にそった療育を提供することができ、利用者も増加した。施設内は利用者が利用しやすく整えられており、さらに独自のカイゼン活動により安全対策が行われている。
【次年度に向けて改善を望む点】
昨年度に引き続き、未実施であった居宅訪問型児童発達支援事業について、関係機関と連携しながら、利用者のニーズを把握し、実施に向けた取り組みが必要である。また、仕様書に定める人員が一部確保できていないことから、職員の定着に向けた取り組みが必要である。PR促進のため、ウェブサイトを整備し、積極的な情報提供に努められたい。

【改善のための行動計画】

行動計画
【前年度の指摘事項】
利用者増加と収入確保のため、利用者のニーズを調査し、事業の実施方法について改善が必要である。未実施であった居宅訪問型児童発達支援事業について、関係機関と連携しながら利用者のニーズを把握し、実施に向けた取組が必要である。
【改善対応状況】
利用者のニーズを調査し、療育の受付時間を午前・午後・一日の受け入れとし柔軟性をもたせた。その結果多くの利用者に公平に療育を提案することができ利用者増加と収入の増加につながった。
居宅訪問型児童発達支援事業については、コロナ禍の影響もあり関係機関への聞き取り等が不十分でニーズが把握できず未実施となった。